

さいたま市告示第755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類

さいたま都市計画地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 宮前地区（さいたま市西区宮前町の一部）
- (2) 大門下野田地区（さいたま市緑区大字下野田及び大字大門の各一部）
- (3) 大門地区（さいたま市緑区大字大門及び大字間宮の各一部）

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課